

集合住宅の水道料金計算方法について

南知多町水道課

共用・集合用の承認を受けた水栓については、次の方法により水道料金が計算されます。

$$\text{水道料金} = \text{基本料金} + \text{水量料金①～④の合計}$$

【2ヶ月あたり・税抜き】

基本料金	使用水量に関わらず、入居戸数 × 2,984 円	
水量料金①	20m ³ × 入居戸数 までの水量 ※入居8戸の集合住宅の例: 1m ³ ～160m ³ までの水量	1m ³ につき 30 円
水量料金②	20m ³ × 入居戸数 を超え、40m ³ × 入居戸数 までの水量 ※入居8戸の集合住宅の例: 161m ³ ～320m ³ までの水量	1m ³ につき 159 円
水量料金③	40m ³ × 入居戸数 を超え、100m ³ × 入居戸数 までの水量 ※入居8戸の集合住宅の例: 321m ³ ～800m ³ までの水量	1m ³ につき 255 円
水量料金④	100m ³ × 入居戸数 を超える水量 ※入居8戸の集合住宅の例: 801m ³ ～の水量	1m ³ につき 293 円

水道料金計算例

口径 40 mm

入居戸数 8 戸

使用水量 965 m³

の場合の2ヶ月分水道料金

基本料金	8	戸分 ×	2,984 円	=	23,872 円
水量料金①	160 (20 × 8)	m ³ ×	30 円	=	4,800 円
水量料金②	160 (40 × 8) - (20 × 8)	m ³ ×	159 円	=	25,440 円
水量料金③	480 (100 × 8) - (40 × 8)	m ³ ×	255 円	=	122,400 円
水量料金④	165 (965) - (100 × 8)	m ³ ×	293 円	=	48,345 円
水道料金合計額(2ヶ月分)税抜					224,857 円
水道料金合計額(2ヶ月分)税込					247,342 円

入居戸数の変更

入居戸数の変更があった場合は、「共用・集合用 使用戸数変更届」を提出してください。
料金の計算は、届出受理後、直近の検針分から適用します。